3　常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される六月期及び一二月期の期末手当の支給割合をそれぞれ一〇〇分の一五七・五とすることとした。（第一八条の二の二、第二五条第三項及び第二五条の二第三項関係）

4　この法律は、公布の日から施行し、1及び2は、平成二七年四月一日に遡って適用することとした。ただし、3は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二〇号）（防衛省）

1　自衛官に係る勤勉手当の支給割合の改定に伴い、若年定年退職者給付金の額の調整に関し必要な給与年額相当額の計算方法を改めることとした。（第二四条関係）

2　管理又は監督の地位にある職員のうち、その特殊性に基づき支給される俸給の特別調整額を改めることとした。（別表第四関係）

3　この政令は、公布の日から施行し、2は、平成二七年四月一日に遡って適用することとした。

◇道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第二一号）（国土交通省）

一　道路運送車両法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）は道路運送車両法関係手数料の納付を要しないこととした。

2　機構が行う確認調査及び特定共通構造部の型式の指定に関する国土交通大臣の権限を地方運輸局長に委任しないこととした。

二　道路運送車両法関係手数料令の一部改正関係（第二条関係）

1　有効期間が一年を超える回送運行許可証の交付を申請する者が納付すべき手数料の額を定めることとした。

2　自動車、特定共通構造部又は特定装置の型式について指定を申請する者が国及び機構に納付すべき手数料の額を定めることとした。

三　国家公務員退職手当法施行令の一部改正関係（第三条関係）

機構等の職員としての在職期間を国の職員としての基礎在職期間とする等の措置を講ずることとした。

四　経過措置

1　国土交通大臣が自動車の登録に関する確認調査を行う区域及び機構の職員となる者が属する国土交通省の部局又は機関を定めることとした。（第一八条及び第一九条関係）

2　機構が国から承継する権利及び義務を定めることとした。（第二〇条関係）

3　機構が承継する資産の評価に関し評価委員の任命を定めることとした。（第二五条関係）

五　施行期日

この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。ただし、四の3の規定は、公布の日から施行することとした。

◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二二号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、地方創生加速化交付金等を追加することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

法律

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年一月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第一号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第一条　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の四第一項第一号中「四十一万二千二百円」を「四十一万三千三百円」に改め、同項第二号中「五万三百円」を「五万五百円」に改める。

第十九条の七第二項第一号イ中「加算した額に」の下に「、六月に支給する場合においては」を、「百分の九十五」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の八十五（特定管理職員にあつては、百分の百五）」を加え、同号ロ中「百分の八十五」を「、六月に支給する場合においては百分の八十五、十二月に支給する場合においては百分の九十」に改め、同項第二号イ中「勤勉手当基礎額に」の下に「、六月に支給する場合においては」を、「百分の四十五」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の四十（特定管理職員にあつては、百分の五十）」を加える。

附則第十一項中「勤勉手当減額対象額に」の下に「、六月に支給する場合においては」を、「百分の一・四二五」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の一・二七五（特定管理職員にあつては、百分の一・五七五）」を、「勤勉手当減額基礎額に」の下に「、六月に支給する場合においては」を、「百分の九十五」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の八十五（特定管理職員にあつては、百分の百五）」を加える。

別表第一から別表第十一までを次のように改める。